

小型家電リサイクル法に関する自治体アンケート調査結果について (お知らせ)

1. 調査概要

調査期間：平成 24 年 11 月 1 日～30 日
調査対象：全市区町村
有効回答：1,701 市区町村（回答率 98%）

2. 調査結果

(1) 市区町村の参加意向状況

- 575 市区町村（有効回答があった市区町村のうち、33.8%）が本制度への参加を前向きに検討。これは、人口の割合にすると、有効回答があった市区町村の 44.4%にあたる。

(n=1,701)

	新制度導入で 実施予定あり	新制度導入で、 どちらかという と実施方針あり	新制度導入で、 どちらかという と実施方針なし	新制度導入後も 実施予定なし	未回答	合計
市区町村数	185	390	515	590	21	1,701
回答割合 (%)	10.9	22.9	30.3	34.7	1.2	100.0
人口分布率 (%)	17.1	27.3	27.0	22.9	5.7	100.0

(2) 「実施予定あり」、「どちらかというと実施方針あり」と回答した市区町村 に対する追加質問

(a) 実施しようとしている使用済小型電子機器等の回収方法について

- 実施に前向きな市区町村が検討している小型家電の回収方法は、ピックアップ回収、ボックス設置による回収、住民による施設への持込み、の3つが主となっている。

	市区町村数	割合
1. 収集した不燃ごみ、金属ごみ等からの選別(ピックアップ)	254	44.2%
2. 小型機器回収ボックスの設置	238	41.4%
(小型機器回収ボックスの設置(公的施設))	(233)	(40.5%)
(小型機器回収ボックスの設置(民間施設))	(54)	(9.4%)
3. 市町村施設(ごみ処理施設等)への市民の持込	220	38.3%
4. 小型機器の分別区分を設けてごみステーション等での定期収集	91	15.8%
5. イベントでの回収	68	11.8%
6. 申込みによる個別収集	34	5.9%
7. 自治会等の集団回収	23	4.0%
8. その他	74	12.9%

(n=575) (複数回答可)

(b) 使用済小型電子機器等の収集を開始する理由について

- 市区町村において小型家電を回収する理由として、最終処分量の削減や日本としての資源確保の観点からの回答の割合が高い。

	市区町村数	割合
1. 最終処分量の削減	350	60.9%
2. レアメタル等の日本の資源が少ないことを考慮しての取組み	340	59.1%
3. 焼却炉・破碎機等処理施設の負担軽減	194	33.7%
4. 全国的な流れのため	186	32.3%
5. 廃棄物処理計画、ごみゼロ・エミッション等の理念・目標の達成	183	31.8%
6. 焼却灰・飛灰の鉛等有害物質の削減(薬剤処理剤費用削減含む)	73	12.7%
7. 住民や議会等からの回収への声があった	51	8.9%
8. その他	59	10.3%

(n=575) (複数回答可)

(c) 使用済小型電子機器等の収集を開始する場合の個人情報を含む機器(携帯電話、パソコン等)の回収について

- 個人情報を含む機器の回収については、「携帯電話のみを回収」が約3割、「パソコン、携帯電話ともに回収」が約2割となっているが、「パソコン、携帯電話の回収を予定していない」市区町村も約2割ある。

	市区町村数	割合
1. 携帯電話のみを回収	185	32.2%
2. パソコン、携帯電話ともに回収	116	20.2%
3. パソコン、携帯電話の回収を予定していない	112	19.5%
4. パソコンのみを回収	7	1.2%
5. その他・未回答	155	27.0%

(n=575)

(d) 使用済小型電子機器等の収集を開始する場合の個人情報を含む機器（携帯電話、パソコン等）の個人情報保護対策について

- 個人情報保護対策については、ボックスの設置位置や抜き取り防止対策について検討している市区町村が多いが、現時点で未定としている市区町村も多い。

	市区町村数	割合
1. ボックスを人目がある場所に設置する	145	25.2%
2. ボックス回収で、切り返し等をつけ、抜き取り防止を図る	93	16.2%
3. 携帯電話、パソコン等個人情報を含む機器は、原則クリーンセンター等への持込み、対面回収とする。	60	10.4%
4. ステーション回収の際に、指導員を配置する	18	3.1%
5. 未定	244	42.4%
6. その他	102	17.7%

(n=575) (複数回答可)

(e) 想定している回収対象品目について

- 回収対象品目に関しては、有価で売却できる範囲で回収する方針の市区町村が多いが、現時点で未定としている市区町村も多い。

	市区町村数	割合
1. 回収した品目が有価で売却できる範囲で回収する。	115	20.0%
2. 回収した品目の売却の収支がトータルで0となる範囲で、できるだけたくさんの品目を回収する。	78	13.6%
3. 現在小型電子機器等の処分にかかっている費用の範囲で、できるだけたくさんの品目を回収する。	67	11.7%
4. ある程度の追加的な費用がかかっても、できるだけたくさんの品目を回収する。	36	6.3%
5. 未定	218	37.9%
6. その他・未回答	61	10.6%

(n=575)

**(3) 「実施予定なし」、「どちらかというの実施方針なし」と回答した市区町村
に対する追加質問**

新制度に基づく使用済小型電子機器等の収集を実施しない理由について

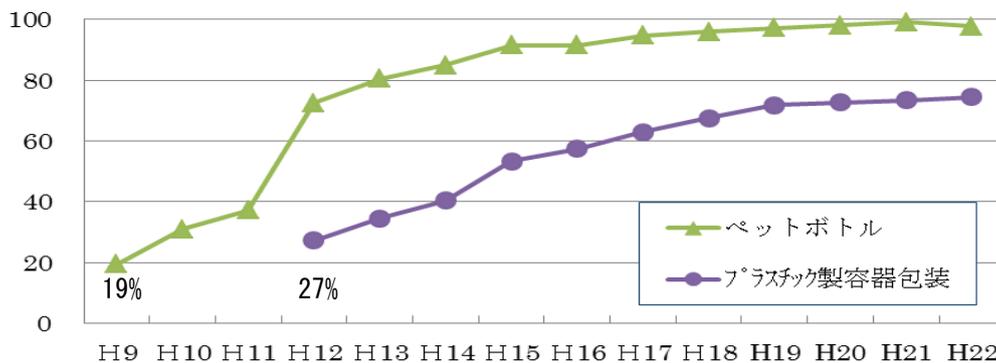
○ 回収体制や財政的な面から実施が困難と回答している市区町村が多い。

	市区町村数	割合
1. 広域事務組合と構成市町村との調整の必要性	499	45.2%
2. 体制的に困難	475	43.0%
3. 予算的に困難	366	33.1%
(予算的(ランニング)に困難)	(292)	(26.4%)
(予算的(イニシャル)に困難)	(238)	(21.5%)
(機器回収に対する国等の財政的支援がない)	(166)	(15.0%)
4. 機器排出量が少量である	291	26.3%
5. 製造業者及び小売店での回収のみの実施とすべき	231	20.9%
6. 既に自治体において適切な再資源化を実施している	171	15.5%
7. 回収しても収入にならない	129	11.7%
8. 住民の理解・協力が得られない	99	9.0%
9. その他	121	11.0%

(n=1,105) (複数回答可)

<参考>

○ 容器包装リサイクル制度の開始初年度において、制度への参加意向を示した自治体割合はペットボトルで19%、プラスチックで27%であった。



出典：環境省